

【目次】

- 1 県内の主なトピックス (1頁)
- 2 国や県などの取組のお知らせ (2頁)
- 3 各種助成金のお知らせ (14頁)



GOOD JOB, IWATE!
MANY GOOD JOBS.

1 県内の主なトピックス

1

快挙！ 岩手県選手団

「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」岩手県選手団



ものづくり技能日本一を競い合う「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」において、本県選手団が金メダル1個を含む16個のメダルを獲得し、また、選手団賞として優秀な成績を収めた都道府県選手団に対して授与される全国技能士会連合会会長賞を受賞しました。



左官職種で金賞を獲得した、樋口選手と指導担当者。

第55回技能五輪全国大会 7職種13名
(金賞1名、銀賞4名、銅賞1名、敢闘賞7名)
全国技能士会連合会会長賞

本県選手団の金メダル獲得は、平成21年度 茨木大会(理容職種)以来8年ぶり、選手団賞受賞は平成16年度 岩手大会(最優秀選手団賞)以来13年ぶりの快挙。

第55回技能五輪全国大会

- ①開催期間 平成29年11月24日(金)～27日(月)
- ②実施職種 42職種(参加選手数1,337名)
- ③本県出場選手 14職種32名

第37回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)

- ①開催期間 平成29年11月17日(金)～19日(日)
- ②実施種目 22種目(参加選手数365名)
- ③本県出場選手 8種目8名
入賞:3種目3名(銀賞1名、銅賞2名)

2 国や県などの取り組み

1 広がっています！県内企業の働き方改革！

県では「いわて働き方改革推進運動」を展開し、働き方改革に取り組む企業をサポートしています。

□ いわて働き方改革推進運動への参加企業を引き続き募集しています！

いわて働き方改革推進運動とは…

「いわて働き方改革推進運動」とは、県内の企業や団体の働き方改革を進めようとする運動です。
平成29年11月末時点で、県内企業100社から本運動への参加宣言をいただいています。
県では引き続き、県内の企業・団体に、この運動への参加を呼び掛けるとともに、優れた取組を表彰するなど普及を図り、県内の魅力ある雇用・労働環境づくりを推進しています。

運動に参加すると…

運動に参加した企業には、専門のアドバイザーによる指導が受けられるほか、運動参加企業であることをアピールできるステッカーの配布を行っています。
また、参加いただいた企業の情報は「シゴトバクラシバいわて」のWEBサイトに掲載し、若者をはじめ広く県民にPRを行っています。

参加申込方法

「シゴトバクラシバいわて-企業のみなさま-」WEBサイト内にある「いわて働き方改革推進運動特設ページ(<http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/kaikaku/>)」から、参加宣言シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、運動事務局のジョブカフェいわてに提出(メール送信)します。

引き続き募集を行っておりますので、企業の皆様の積極的な参加をお待ちしています！

□ いわて働き方改革AWARD2017 受賞企業が決定しました！

平成29年10月26日に「いわて働き方改革推進セミナー」を開催し、リクルートワークス研究所 大久保幸夫氏に「働き方改革は人事改革×業務改革」と題し、ご講演をいただきました。

また、「いわて働き方改革AWARD2017」授賞式を同日開催し、いわて働き方改革推進運動に参加表明いただいた県内企業等98社のうち、取組状況等のチェックシートの提出のあった71社の中から、右の企業の方々が受賞企業に選ばれました。

受賞企業の取組は、今後「シゴトバクラシバいわて-企業のみなさま-」WEBサイト内の働き方改革特設ページにてご紹介いたします。

いわて働き方改革AWARD2017⁺ 受賞企業

最優秀賞

- ・株式会社ブラザ企画
- ・株式会社水清建設

優秀賞

- ・株式会社東北銀行
- ・社会福祉法人みちのく大寿会
- ・社会福祉法人楽水会

個別プロジェクト賞

- ・株式会社五月市塗装工業「女性活躍促進の取り組み」
- ・有限会社奥州ネット「子育て支援の取り組み」



働き方改革推進セミナーの様子



働き方改革AWARD2017授賞式の様子

□ いわて働き方改革推進運動のシンボルマークができました！



いわて働き方改革推進運動のシンボルマークができました。

取組の意思表示や機運づくりを目的としたリボン運動のデザインを取り入れ、ブルーとグリーンの2色を使用し、岩手らしい仕事と暮らしの相乗効果を表現しています。

運動に参加いただいた企業には、このシンボルマークを使用したステッカーやピンバッジ、名刺貼り付け用の電子データの提供を行っています。働き方改革のシンボルとしてご活用いただけますよう、どうぞよろしくお願い致します。

□ 働き方改革実践企業の最終報告会が行われました！

平成29年11月22日に「働き方改革実践企業最終報告会」を開催し、働き方改革実践モデル企業として半年間取組を進めてきた(株)ベアレン醸造所、信幸プロテック(株)、(株)スタイル薬局の3社から、これまでの取組内容と今後の方向性について発表いただきました。

取組の成果として、整理整頓を進め業務の効率化や、現場と事務所の仕事内容の共有、風通しのいい組織の実現などにつながった事例がありました。

県では、今後モデル企業の取組事例等を紹介するテレビ番組を作成し、広く県民向けにPRするなど、県内の働き方改革拡大に向けて取り組んでまいります。



いわてで働こう推進協議会(会長:岩手県知事 達増拓也)は、岩手県内の産学官金労27団体が参画し、オール岩手で若者等の県内就職や創業に向けた支援を展開しております。本誌では、最近の取組や今後のイベント等について、紹介します。

1 高卒者の県内就職ワーキンググループの活動について

岩手県における高卒者の県内就職率は、66.3%(H29年3月卒)となっており、県内産業を支える人材の確保を図るため、高卒者の県内就職の促進が課題のひとつとなっています。このため、高卒者の県内就職の向上を図るべく、本年7月に教育関係機関や経済団体等による「高卒者の県内就職ワーキンググループ」を設置しました。

9月には、本県より県内就職率が10ポイント以上高い山形県(78.1%)へ調査訪問したところです。この調査に刺激を受けて、11月には、盛岡商業高校において、保護者・高校生・教育関係職員に対して県内企業を知ってもらい、新卒者の県内就職を支援するため、「地元企業を知る！ガイダンス」を試験的に実施したところです。

ワーキンググループでは、引き続き調査や現状分析等を行い、高卒者の県内就職の向上に向け行政、産業界、教育機関等が一体となって取り組んでいきます。



2 「ふるさと発見！大交流会In Iwate 2017」に出展しました

平成29年11月19日(日)に岩手大学で開催された「ふるさと発見！大交流会In Iwate 2017」(主催:ふるさと発見！大交流会In Iwate実行委員会、ふるさといわて創造協議会)にいわてで働こう推進協議会が出展しました。

「大交流会」は、いわての様々な産業・社会活動を発信し合うイベントで、200近くの企業、団体によるブース出展や多彩なフォーラムを同時開催したものです。

当日は1,000名を超える来場者があり、当協議会のブースにも多くの大学生、高校生が訪れ、県内就職の促進や雇用労働環境の改善など、「岩手で働く」を促進する様々な活動を知っていたく良い機会となりました。



3 協議会団体が開催する主なイベント等について(平成30年1月～3月)

地域	催事名(主催等)	日時	会場	内容	主な対象者
県内	新農業人フェアinいわて (主催:岩手県農業公社)	1月13日(土) 10:30～15:00	いわて県民情報交流センター(アイーナ)804会議室	農業を始めたい方のための新規就農相談会	
	福祉のしごと定期出張相談会 (主催:岩手県社会福祉協議会岩手県福祉人材センター)	①1月9日(火) 14:00～16:00 ②2月6日(火) 13:00～15:00	ジョブカフェいわて	福祉・介護の仕事に就きたい・興味がある方の個別相談会	求職者全般
	福祉の就職総合フェア2017 (主催:岩手県、岩手県社会福祉協議会岩手県福祉人材センター)	2月10日(土) 11:00～16:00	ホテルニューカーリーナ2階	就職に役立つコミュニケーションスキル講座、福祉施設・事業所PRタイム、福祉の職場面談コーナー・相談コーナー	
	平成29年度「もりおか就職ガイダンス」 (主催:岩手労働局、盛岡公共職業安定所、盛岡市、盛岡広域振興局、盛岡地域雇用開発協会、盛岡商工会議所、ジョブカフェいわて)	3月15日(木) 13:00～16:00	ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング4階メトロポリタンホール	就職希望者に対する求人情報の提供(100事業所が参加予定)	新卒者、学生、3年以内の既卒者等
	おかえりいわてツアー (主催:岩手県、運営主体:ジョブカフェいわて)	3月中旬	県内会場(調整中)	岩手県の企業や就職環境への理解を促す交流会等(東京以北→盛岡への片道交通費無料(新幹線指定乗車券配布))	新卒者、学生等
県外	ふるさとミーティングin東京 (主催:岩手県、運営主体:ジョブカフェいわて)	2月10日(土) 11:00～13:30	岩手県学生会館	岩手県の企業や就職環境への理解を促す交流会等	新卒者、学生等
	ふるさとミーティングin仙台 (主催:岩手県、運営主体:ジョブカフェいわて)	2月17日(土) 16:00～18:00	仙台トラストシティ(予定)		
	岩手県UターンフェアⅡ (共催:ふるさといわて定住財団/岩手県/岩手県中小企業団体中央会)	3月4日(日) 11:00～16:00	秋葉原UDX GALLERY	トークセッション、個別面談、個別相談等	新卒者、学生、求職者全般

岩手県では、新事業や新たな販路開拓など、県内企業の「攻めの経営」・経営改善を担うプロフェッショナル人材の確保をサポートするため、「岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、運営しています。

今年度は、地方創生の起爆剤として期待される観光関連企業や、働き方改革推進企業等を対象として、企業の成長を担うプロフェッショナル人材の確保を目指すセミナー、マッチングイベントを開催します。

【セミナー及びマッチングイベントの開催について】

1 観光関連企業を対象とした事業

① 「観光関連産業の採用力向上セミナー」(開催済)

(日時) 平成29年12月4日(月)13:15～16:20

(場所) ホテルルイズ(岩手県盛岡市盛岡駅前通7番15号)

(対象) 観光関連企業、関連業務に携わる方、行政職等

② 「第1回北東北3県合同マッチングイベント」

(日時) 平成30年1月28日(日)13:00～16:30

(場所) フクラシア浜松町(東京都港区浜松町1-22-5 KDX浜松町センタービル6階)

(対象) 観光関連企業・地域資源活用企業等

2 働き方改革推進企業を対象とした事業

① 「(仮)働き方改革推進企業の採用力向上セミナー」

(日時) 平成30年1月16日(火)13:15～16:20

(場所) ホテルシティプラザ北上(岩手県北上市川岸1丁目14-1)

(対象) 働き方改革に関心のある県内企業、行政職、支援機関等

② 「第2回北東北3県合同マッチングイベント」

(日時) 平成30年2月18日(日)13:00～16:30

(場所) フクラシア丸の内オアゾ(東京都千代田区丸の内1-6-5)

(対象) 働き方改革推進企業等

<各セミナー及びマッチングイベントの問い合わせは>

岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点

住所:岩手県盛岡市北飯岡2-4-26 (公財)いわて産業振興センター内

HP: <http://www.joho-iwate.or.jp/professional/>

TEL : 019-631-3828 Fax : 019-631-3830

いわて女性活躍企業等認定制度

岩手県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等（ステップ1）」、「いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）」として認定する制度を創設しました。

対象

岩手県に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体

認定区分・要件



いわて女性活躍認定企業等（ステップ1）

- (1)、(2)の要件すべて満たす企業等
- (1) 企業等の経営トップ(代表者)が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
 - (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ア 県が主催する女性活躍関連セミナーに参加している。
 - イ 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。(社外研修含む。)



いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）

- (1)、(2)、(3)の要件をすべて満たす企業等
- (1) 企業等の経営トップ(代表者)が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
 - (2) 次のいずれかに取り組んでいること。
 - ア 今までに女性が少なかった職務に女性の配置を増員している。
 - イ 女性管理職の人数を増員している。
 - ウ 女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。(社外研修含む。)
 - (3) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届出していること。

登録のメリット（ステップ1・2共通）

- ★女性の活躍推進に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ★県のホームページ等により、広く県民に紹介します。
- ★職業安定書の求人登録表に表示できます。

申請方法

県のホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入し、提出書類を添えて提出してください。 <http://www.pref.iwate.jp/seishounendanjo/46179/059425.html>

問い合わせ・申請書提出先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL : 019-629-5346

FAX : 019-629-5354

MAIL : AC0006@pref.iwate.jp

岩手県では、常時雇用する従業員が300人以下の中小企業で、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰しています。

対象は

県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業等です。

認証基準は

- (1) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
- (2) 子育て支援を推進する取組を行っていること。※1
- (3) 育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び(2)で盛り込んだ項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- (4) 「応援宣言」または、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。※2

認証されると

県のホームページ等により、広く県民に紹介します。

申請は

「申請書」を最寄の広域振興局等に提出してください。

申請に必要な書類は

一般事業主行動計画の写し、就業規則の写し、その他参考となる資料

認証のメリット

- 子育て支援に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- 職業安定所の求人登録票に表示できます。
- 県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引下げ(0.05%)の対象になります。
- 県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業務(30万円以下)の契約について優先されます。
- (公財)いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります(最大30万円)。

対象は

認証企業等のうち、以下の表彰基準を満たす企業です。

表彰基準は

- (1) 認証基準が実践されていること
- (2) 独自性、先進性のある優れた取組みをしていること
- (3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと

*2017年12月8日 現在
認証企業34社



いわて子育てにやさしい企業等 認証・表彰制度

認証制度の留意事項

※1 認証基準(2)について

計画の内容に、次の項目のうち、1項目以上を盛り込んでいること。

- ①育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
- ②育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度
- ③育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の措置
短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- ④出産や子育てによる退職者についての再雇用制度
- ⑤所定外労働の削減のための措置
- ⑥年次有給休暇の取得の促進のための措置

※2 次の項目のいずれかに取り組んでいること。

- ①企業等の代表者が計画の内容等を積極的に推進していくことを「応援宣言」として従業員に対して宣言していること。
- ②働きやすい職場環境の整備のため、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。



表彰制度の留意事項

※3 表彰基準(2)について

次のような、独自性、先進性のある優れた取組みを1項目以上実践していること。

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく岩手労働局長の認定を受けていること。
- ②男性の育児休業者の実績があること。
- ③子の看護休暇を取得した男性従業員がいること(ただし、1歳に満たない子のために利用した場合は除く)。
- ④3歳に達するまでの子を養育する従業員に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、当該制度を利用した男性従業員がいること。
- ⑤地域において、子育てを支援する取組みを行うなど地域貢献していること。
- ⑥その他従業員の子育てを支援する先進的な取組みを行っていること。

問い合わせ先

盛岡広域振興局保健福祉環境部	019-629-6568	沿岸広域振興局保健福祉環境部	0193-25-2702
県南広域振興局保健福祉環境部	0197-22-2831	沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921	沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	0193-64-2218
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	0191-26-1415	県北広域振興局保健福祉環境部	0194-53-4982
		県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	0195-23-9202

中退共済制度

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です

パートタイマーや家族従業員も加入できます

安心・確実 掛金は全額非課税。 掛金の一部を 国が助成します。	有利 掛金は全額非課税。 手数料も 一切かかりません。	簡単管理 社外独立型で 管理がワンストップ。 退職金試算額も お知らせします。	ポータビリティ 離職時に 他の年金制度等との間で 積立制度の持ち運びも 可能です。
---	---	--	--

ホームページで制度説明動画配信信中!

ネット検索 中退共 検索 スマホ検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL. 03-6907-1234 FAX. 03-5955-8211

安心を積み重ねてみませんか?



(旧) 特定労働者派遣事業を行っている事業主の皆さまへ

労働者派遣事業は「許可制」に一本化されています！！

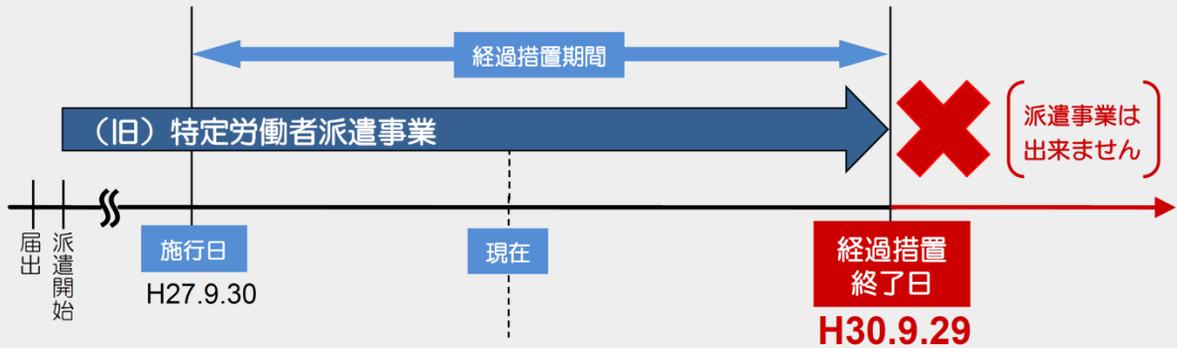
**経過措置期間は平成30年9月29日までです。
平成30年9月30日以降は、
(旧) 特定労働者派遣事業が行えなくなります！**

平成27年の労働者派遣法の改正により、平成27年9月30日から、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。現在は経過措置として、改正前から届出による(旧) 特定労働者派遣事業を行っている場合は、平成30年9月29日まで引き続き旧事業を行うことができますが、その経過措置もあと1年で終了します。

そのため、**経過措置期間終了後も労働者派遣事業を行う場合は、平成30年9月29日までに許可の申請を行う必要があります(※)。申請の準備はお済みですか！?**

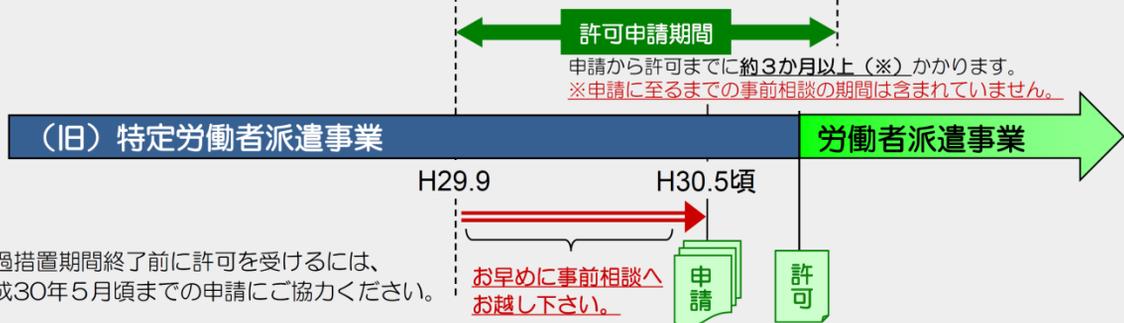
(※) 平成30年9月29日までに労働者派遣事業の許可の申請がなされた場合、平成30年9月30日以降も、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き(旧) 特定労働者派遣事業を行うことができます。

【(旧) 特定労働者派遣事業を行っていて、H30.9.29までに許可の申請をしない場合】



【H30.9.30以降も労働者派遣事業を続ける場合】

(旧) 特定労働者派遣事業を行っている方が、引き続き労働者派遣事業を行う場合は、平成30年9月29日までに許可の申請を行い、許可を受ける必要があります！



○経過措置期間終了前に許可を受けるには、平成30年5月頃までの申請にご協力ください。

経過措置期間終了後、許可を受けずに労働者派遣事業を行った場合どうなるの？

経過措置期間終了後に労働者派遣事業を行う場合は、許可が必要となります。そのため、許可を受けず平成30年9月30日以降に労働者派遣事業を行った場合は「無許可派遣」となり、労働局からの指導の対象となるほか、事業主名などが公表されることや罰則を受けることがあります。

許可を受けるためにはどうしたらいいの？

許可を受けるためには、許可の欠格事由に該当しないことと許可基準を満たしていることが必要となります。まずは、事業主の所在地を管轄する労働局へ早めにご相談いただくことをお勧めしますが、少なくとも以下の内容について、申請ができる状況であるかどうかをご確認ください。

財産的基礎、事業所、派遣元責任者に関する全ての要件を満たさないと許可を受けられません！

【許可基準（一部のみ掲載）】

財産的基礎		資産要件	(1) 通常の資産要件	(2) 暫定的な配慮措置① (派遣人数が10人以下)	(3) 暫定的な配慮措置② (派遣人数が5人以下)
		登記簿案内 会社案内等	事業規模	大企業・中小企業	中小企業(大企業適用なし)
最新 貸借対照表	事業所数	複数事業所可	1事業所のみ (派遣以外の事業所を含む)	1事業所のみ (派遣以外の事業所を含む)	
	基準資産額(※)	1事業所につき 2000万円以上	1000万円以上	500万円以上	
	負債	基準資産額×7以下	基準資産額×7以下	基準資産額×7以下	
事業所	現預金	1事業所につき 1500万円以上	800万円以上	400万円以上	

(※ 基準資産額 = 資産総額 - (繰延資産 + 営業権(のれん)) - 負債総額)



事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上
(労働者派遣事業を行うのに適切であること)



専門の講習機関が実施する派遣元責任者講習を受講
(許可申請受理日前3年以内に受講したことを示す証明書があること)

◎経過措置期間の終了間際は申請が集中することが予想されるため、早めの相談、申請をお勧めします。ご協力をお願いいたします。

(ご不明な点については、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。)

岩手県の特定(産業別)最低賃金が平成29年12月30日に変わります！

岩手県最低賃金(時間額738円)より高い水準で設定

- *鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
 - ・鉄鋼業 (①高炉による製鉄業 ②銑鉄鋳物製造業 ③可鍛鋳鉄製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤鋳鉄管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く。)
 - ・金属線製品製造業(ねじ類を除く)
 - ・その他の金属製品製造業
- *光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
 - ・光学機械器具・レンズ製造業
 - ・時計・同部分品製造業
- *電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - ・電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - ・電気機械器具製造業 (①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) ⑤その他の電気機械器具製造業を除く。)
 - ・情報通信機械器具製造業

*百貨店、総合スーパー(新設)
 ・衣、食、住にわたる各種商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの。

*自動車小売業
 ・自動車(新車)小売業
 ・中古自動車小売業
 ・自動車部分品・附属品小売業

*各種商品小売業最低賃金(据え置き)
 ・衣、食、住にわたる各種商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人未満のもの

注) 従来の「各種商品小売業最低賃金」については改正されないため、適用を受ける事業所のうち、50人未満の事業所にあつては時間額767円が適用され、50人以上の事業所にあつては百貨店、総合スーパー最低賃金が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

岩手県最低賃金

738円

平成29年10月1日発効 時間額

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を差支えなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精進手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 若手労働局長の許可(最低賃金の減額特例許可)を受けることにより、断続的労働に従事する労働者等に対し、減額した最低賃金が適用されることがあります。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

● 以下の産業については、特定(産業別)最低賃金が設定されています。
 なお、次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の若者であつて、技能習得中のもの
 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

● 適用される産業の詳細については、裏面をご覧ください。

<p style="text-align: center; font-size: small;">鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">時間額 809円 平成29年12月30日発効</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">百貨店、総合スーパー 新設</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">時間額 780円 平成29年12月30日発効</p> <p style="font-size: x-small;">● これまで設定されていた「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。</p>
<p style="text-align: center; font-size: small;">光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">時間額 790円 平成29年12月30日発効</p> <p style="font-size: x-small;">● 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">各種商品小売業</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">時間額 767円 平成28年12月11日発効</p> <p style="font-size: x-small;">● 「各種商品小売業最低賃金」は改正されず、「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所について「百貨店、総合スーパー最低賃金」が新設されました。そのため、「各種商品小売業」に該当する事業所で、50人未満の事業所に適用されます。</p>
<p style="text-align: center; font-size: small;">電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">時間額 775円 平成29年12月30日発効</p> <p style="font-size: x-small;">● ①手作業による包装又は袋詰め業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組立、かき止め、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">自動車小売業</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">時間額 819円 平成29年12月30日発効</p>

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局賃金室：019-604-3008 岩手労働局ホームページ <http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
 各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 高宮：0193-62-6455 釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231
 一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231 二戸：0195-23-4131

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

岩手県労働委員会委員による 月例無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか。
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

○開催日

平成29年 **12月22日(金)**
平成30年 **1月26日(金)** **2月23日(金)**

○相談時間 **1人45分** (13:15~14:45)

○相談会場 **県庁11階** (労働委員会委員室)

○予約受付 **0120-610-797** (ろうどうでなく) (通話無料)

- ・相談希望日の 前日12時までに予約 (平日8:30~17:15)
- ・受付人数 各相談日2人まで (先着順)

◎労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある**公労使委員** (公益委員: 弁護士・大学教授など、労働者委員: 労働組合役員など、使用者委員: 企業幹部など) が、労使間の問題解決に向けて、**毎月無料でアドバイス**します。

◎労働者の方、使用者の方どなたでも**相談できます**ので、この機会にぜひご利用ください。**秘密は厳守**します。



労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

岩手県労働委員会

盛岡市内丸10-1 岩手県庁11階 TEL019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル

ろうどうでなく



0120-610-797

中立公正・簡易迅速・無料・秘密厳守

(平日8:30~17:15)

3 各種助成金のお知らせ

平成29年度の助成金についてお知らせします。ご活用ください。

1 事業復興型雇用確保助成金のお知らせ

岩手県では、平成29年度から、従前の「事業復興型雇用創出助成金」を拡充した「事業復興型雇用確保助成金」を実施しており、これまでの雇入費のほか、新たに住宅支援費を助成対象とします。

対象となる事業所は、岩手県内の沿岸12市町村に所在する中小企業であって、国又は自治体の補助金などの産業政策を導入し、原則として、平成29年度中に対象となる労働者等を雇い入れた事業所となります。

【雇入費助成】について

(1) 概要

岩手県内の沿岸12市町村に所在する事業所が被災求職者を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成します。

(2) 助成金の対象事業所

次のいずれにも該当する沿岸12市町村に所在する事業所が対象となります。

- ① 県が別に定める国又は自治体の補助金・融資等による産業政策の支援対象となっている事業を実施していること。（対象の産業政策については県公式ホームページをご覧ください。）
- ② 原則、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずるもの
- ③ 原則、平成29年度に初めて雇入費助成金を申請する事業所であること（※1）
（※1）平成28年度までに事業復興型雇用創出助成金の支給を受けた事業所は、支給申請に係る新規雇用者のうち、最も雇い入れの早い者の雇い入れから2年以内に雇い入れた労働者（平成28年度以降に雇い入れた者に限る）がある場合は助成対象となります。

(3) 助成金の対象労働者

次のいずれにも該当する労働者が対象となります。

- ① 助成金の対象事業所に雇用された被災三県求職者（※2）
 - ・ 平成29年度に初めて申請する事業所の場合、**平成29年1月28日以降に雇用された労働者**（平成28年度までに助成金の支給を受けた事業所については、（2）の※1に記載の労働者が対象）
 - ・ 再雇用者は、新規雇用者1名につき4名まで申請可能（助成対象労働者の8割の人数まで）
 - ・ 新規学卒者も対象（H23.3.11に本人又は扶養者が岩手県、宮城県、福島県に居住していた場合に限る。）
 - ・ （2）①の補助金、融資等による産業政策の支援決定以後に雇用された労働者
- ② 「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者
- ③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（所定労働時間が週20時間以上）
（※2）被災三県求職者：平成23年3月11日において岩手県、宮城県、福島県で勤務又は居住していた求職者

(4) 雇入費の助成金の支給額

1人当たり最大3年間で認定し、助成対象労働者が在職している期間について支給します。

助成対象労働者	総支給額	1年目	2年目	3年目
フルタイム労働者	120万円	60万円	40万円	20万円
短時間労働者	60万円	30万円	20万円	10万円

【住宅支援費助成】について

(1) 概要

岩手県内の沿岸12市町村に所在する事業所が求職者の雇い入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合、1事業所当たり3年間で最大720万円を助成します。

(2) 助成金の対象事業所

次のいずれにも該当する沿岸12市町村に所在する事業所が対象となります。

- ① 県が別に定める国又は自治体の補助金・融資等による産業政策の支援対象となっている事業を実施していること。(対象の産業政策については県公式ホームページをご覧ください。)
- ② 原則、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずるもの
- ③ 受給要件労働者の雇い入れに先立って、就業規則等明文の規程に基づき、下記のいずれかの住宅支援の取組を行うこと(※3)

(※3) 雇い入れ前に取組を行い、申請時に受給要件労働者がその住宅支援を実際に受けていることが必要です。下図参照

- ア 労働者を居住させるため、新たに住宅の賃借契約を締結すること(住宅の新規借り上げ)
- イ 労働者を居住させるため、賃借契約を変更して住宅を追加すること(住宅の追加借り上げ)
- ウ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当を新規に導入すること(住宅手当の導入)
- エ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当の金額の増額又は対象者の範囲を拡大すること(住宅手当の拡充)

(3) 受給要件労働者

「受給要件労働者」とは、住宅支援費の助成金を受けるための要件となる者で、平成29年度中に雇用された、次のいずれにも該当する労働者です。

- ① 助成金の対象事業所に雇用された求職者(被災三県求職者以外の者も含む。)
 - ・補助金、融資等による産業政策の支援決定以後、住宅支援の取組を開始した後に雇用された者であること。
- ② 「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者
- ③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者

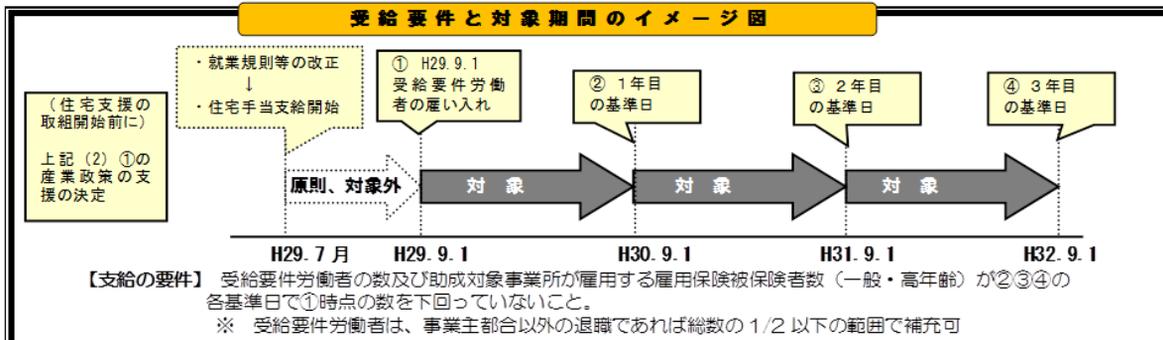
(4) 住宅支援費の助成金支給額

(2)③の住宅支援の導入等に要する経費の3/4に相当する額を支給します。

(受給要件労働者以外の労働者の経費も含み、1事業所当たりの上限は年間240万円、3年間で720万円)

- ア 住宅の新規借り上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料
- イ 住宅の追加借り上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借料との差額
- ウ 住宅手当の導入に伴い、改正した就業規則等に基づき支給した手当の額
- エ 住宅手当の拡充に伴い、改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額と、変更前の就業規則等に基づき支給する手当の額との差額

受給要件と対象期間のイメージ図



受付期間及び申請手続きに関する問い合わせ先

- ① 受付期間 **平成30年2月9日(金)まで**
- ② 問い合わせ 岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター
〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
☎ 019-601-5263 FAX 0120-079-200 (受付時間 平日9:30~12:00、13:00~16:30)

